

# 欧州 (EU) の制度における廃棄物輸出入 手続きの概要

本資料は第1回越境移動等の適正化に関する検討会(平成27年9月29日)の参考資料5の一部を抜粋したものです。

# EUの廃棄物輸出入に関する制度体系 (国際条約とEU法令の関係)

## 廃棄物枠組み指令 (2008/98/EC)

### ANNEX III 有害性の特性

- H1 ~ H15の特徴を記載。

例) H1:爆発性 (Explosive) H2:酸化性 (Oxidizing) ... 別紙 参照

### 廃棄物リスト (決定2000/532/EC)

- 6桁の廃棄物コードで分類 (大分類2桁 中分類2桁 小分類2桁) しており、大分類は01 ~ 20まで存在。
- 有害廃棄物はアスタリスク (\*) が付されている。

例) 10 熱処理から生じる廃棄物  
 10 01 発電所その他プラントから生じる廃棄物  
 10 01 01 焼却灰、スラグ、ボイラーダスト  
 10 01 04\* 石油の飛灰とボイラーダスト

別紙 参照

## 廃棄物輸送規則 (2006/1013/EC)

### 3条 手続全般の骨子

- 通告手続: 処分目的全て、回収目的はANNEX IVに該当等
- 一般情報要件: 20kg以上の廃棄物でANNEX IIIに該当等

### 4条 ~ 17条 通告手続

### 18条 一般情報要件

- 廃棄物運搬時の携行書類 (ANNEX VII) を添付する 等

### 36条 非OECD国への輸出の禁止

- 輸出禁止: ANNEX Vに該当等

ANNEX III (3条) 一般情報要件対象の廃棄物 (グリーンリスト)

ANNEX IV (3条) 通告手続対象の廃棄物リスト (アンバーリスト)

ANNEX V (36条) 非OECD国への輸出禁止廃棄物リスト

## バーゼル条約

ANNEX I  
規制廃棄物

ANNEX II  
家庭系廃棄物

ANNEX VIII  
有害廃棄物

ANNEX III  
有害特性

ANNEX IX  
非有害廃棄物

## OECD理事会決定

ANNEX I 規制廃棄物

ANNEX II 有害特性

ANNEX III グリーンリスト手続廃棄物

例) B1110を適用せずG010 G020を適用  
 G010 金属または合金のみから構成される電気部品  
 G020 電子スクラップ (例えば、プリント配線板、電子部品、電線等) および非金属または貴金属の回収に適した規格外の電子部品

別紙 参照

ANNEX IV アンバーリスト手続廃棄物

- バーゼル条約ANNEX II及びVIII

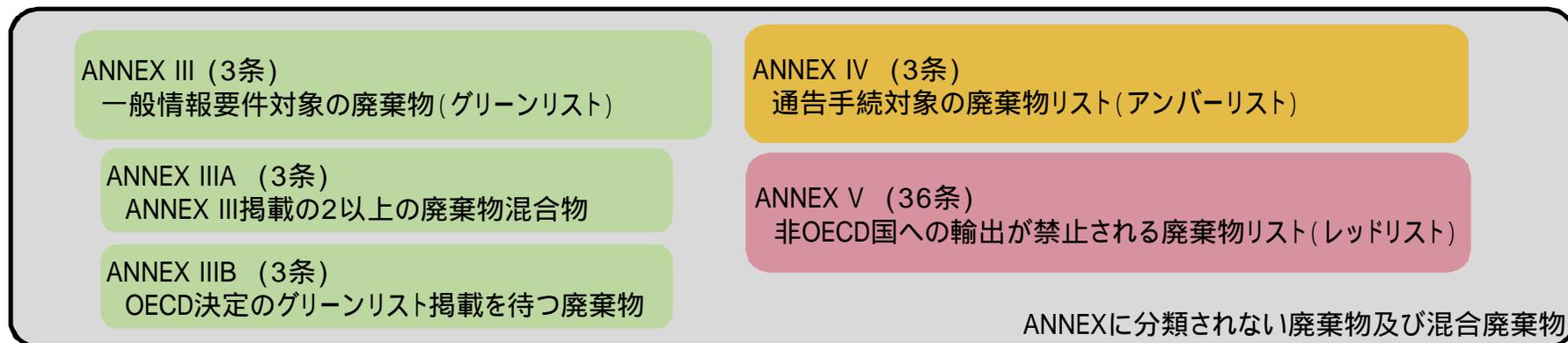
### 追加規定

例) A1180及びA2060は適用せず、ANNEX IIIのGC010、GC020、GC040を適宜適用。  
 例) 以下もアンバーリスト手続適用  
 AA010鉄鋼の製造に伴い生ずるドロス、スケールその他の廃棄  
 AA060 パナジウムを含む石灰及び残滓

詳細は別紙 参照

# EUの廃棄物輸出入に関する制度体系 (廃棄物輸送規則: 必要な手続の整理)

## 廃棄物輸送規則 < 廃棄物輸送規則の廃棄物リストの関係 >



## 廃棄物輸送規則 < 目的 × 輸送 × 対象国(非EU) × 廃棄物リストに基づく手続判断表 >

目的	輸送	対象国	グリーンリスト	アンバーリスト	レッドリスト	その他
処分	輸入	全て	通告手続	通告手続	通告手続	通告手続
	輸出	全て	禁止	禁止	禁止	禁止
回収	輸入	全て	一般情報要件	通告手続	通告手続	通告手続
		OECD国	一般情報要件	通告手続	通告手続	通告手続
	非OECD国	相手国要請手続	通告手続	禁止	通告手続	

詳細は次ページを参照

# EUの廃棄物輸出入に関する制度体系 (電子廃棄物輸入/事前同意回収施設)

## 非OECD国からEUへの電子廃棄物の輸入の場合の判断

### 廃棄物輸送規則(2006/1013/EC)

第45条 非OECD国からの回収目的の廃棄物輸入

- 第42条 第3条及び第18条を適用。

第18条 一般情報要件

- 廃棄物運搬時の携行書類(ANNEX VII)を添付しなければならない。ANNEX VIIIには輸送手配者、回収施設、荷受人の署名が必要。
- 輸送手配者と荷受人が締結する契約は、運搬開始時から有効なものとする。意図しない輸送、不法輸出、輸送手配者等が輸送・回収を完了できない場合、荷受人が引取り/回収/保管する責任を負う。管轄当局の求めに応じて契約書の写しを提示する。

非OECD国からのグリーンリスト対象廃棄物の輸入は一般情報要件の対象

### OECD理事会決定 ANNEX III グリーンリスト手続廃棄物

第1部

- バーゼル条約のB1110は適用せず、代わりに第2部にあるOECDのGC010及びGC020を適用するものとする。

B1110 電気部品及び電子部品 (一部抜粋)

金属又は合金のみから成る電子部品電気部品及び電子部品(印刷回路基盤を含む。)の廃棄物又はそのくずで、A表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びPCBコンデンサー等を構成物として含まないもの、附属書 に掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書の成分(例えば、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル)により汚染されていないもの又は附属書 に掲げる特性のいずれも有しない程度にこれを除去したもの(A表の関連項目A1180参照)

第2部

GC010 金属または合金のみから構成される電気部品

GC020 電子スクラップ(例えば、プリント配線板、電子部品、電線等)および非金属または貴金属の回収に適した規格外の電子部品

電子廃棄物はグリーンリスト対象

- 欧州では、非OECD国からの廃棄物の輸入(回収目的)についても、原則として欧州内の廃棄物輸送と同じルールが適用されるため、グリーンリスト対象廃棄物は一般情報要件が適用される。
- 電子廃棄物はOECD理事会決定のグリーンリスト対象廃棄物であり欧州の廃棄物輸送規則もこれを引用している。
- 結果として、非OECD国からの電子廃棄物の輸入は、手続が容易な一般情報要件が適用されている。

## OECD理事会決定に基づく「事前同意された回収施設」の適用状況

### 廃棄物輸送規則(2006/1013/EC)

第14条 事前同意された回収施設

- 包括的通告の有効期限が最長3年
- 目的地国からの回答期限が7日

非OECD国に対しては適用されない。

### ドイツ・ベルギーにおけるGC020の事前同意回収施設

- Umicore nv (ベルギー), Aurubis AG, WRC World Resources Company GmbH, Heraeus Precious Metals GmbH & Co KG (ドイツ)

# EUの金属スクラップ輸出時の判断基準・フロー(例)

